

【1995年1月19日】国民健康保険の改正案（保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の制度化、保険基盤安定制度に関わる国庫負担の見直し）（諮問書、要綱）

医療保険審議会（総会第12回）

平成7年1月19日

医療保険審議会

会長 宮澤 健一 殿

厚生大臣 井出 正一

### 諮問書

国民健康保険制度を別添要綱のとおり改正することについて、国民健康保険法第4条の2の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 国民健康保険制度の改正案要綱

#### 第1 改正の趣旨

国民健康保険制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加等の環境変化に対応し、国保財政の安定化と保険料負担の公平化等を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の制度化等所要の改正を行うとともに、暫定的措置として、保険基盤安定制度に係る国庫負担の見直し及び国保財政安定化支援事業の制度化を行うものであること。

#### 第2 改正の要点

##### 1. 保険料軽減制度に関する事項(政令事項)

- (1) 応益割合が45%以上55%未満の市町村について、平成7年度に新たに2割軽減を創設し、平成8年度に現行の6割軽減を7割軽減に、4割軽減を5割軽減に引き上げること。
- (2) 2割軽減は、所得が市町村民税所得割の非課税要件等を参考として政令で定める額以下の世帯であって軽減を適当と認めるものについて、申請に基づき行うものとする。
- (3) 応益割合が35%未満の市町村について、平成7年度に現行の6割軽減を5割軽減

に、4割軽減を3割軽減に引き下げること。ただし、当該市町村は、保険料賦課の実情等を勘案して、当分の間、6割及び4割軽減のままとすることができるものとする

## 2. 保険基盤安定制度に関する事項（法律事項）

平成7年度及び平成8年度における暫定措置として、保険基盤安定繰入金に対する国庫負担の額を、2分の1定率負担から定額負担（平成7年度は総額170億円、平成8年度は総額240億円）とすること。

## 3. 国保財政安定化支援事業に関する事項（法律事項）

平成7年度及び平成8年度における暫定措置として、市町村は、国保財政の安定化等に資するため、被保険者の所得の状況その他の事情を勘案して算定した額を、一般会計から国民健康保険特別会計に対して繰り入れることができるものとする

## 4. 高額医療費共同事業に関する事項（法律事項）

- (1) 国民健康保険団体連合会は、その会員である市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業を行うことができるものとする
- (2) 国民健康保険中央会は、上記(1)の事業を行う国民健康保険団体連合会に対して著しく高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業を行うことができるものとする

## 5. 市町村の保健事業等に対する支援に関する事項（法律事項）

国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会は、市町村が保健事業その他の事業を実施する場合に、その支援に努めるべきものとする

## 6. 基準超過医療費共同負担制度に関する事項（政令事項）

医療給付費等が著しく多額な市町村に係る厚生大臣の指定基準を基準給付費の1.17倍から1.14倍に、基準超過医療費の共同負担に係る算定基準を基準給付費の1.20倍から1.17倍に引き下げる

## 7. その他の事項

- (1) 精神の措置入院又は結核の命令入所の措置が採られたことにより当該医療施設所在地の市町村に転入してきた者については、当該措置が採られた際の住所地の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする（法律事項）
- (2) 保険料の賦課限度額を50万円から52万円に引き上げる（政令事項）
- (3) 地方税制度に関し、国民健康保険税について、保険料に係る改正に準じた改正

を行うこと。(法律事項)

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第3 施行期日

制度の改正は、平成7年4月1日から施行すること。ただし、第2の7の(1)の精神の措置入院等による入院患者に対する国民健康保険の被保険者資格の特例については、平成7年7月1日から施行すること。

## 国民健康保険制度及び老人保健制度の改正のポイント

厚生省

### . 改正の趣旨

国保制度について、制度の抜本的改革を行うまでの間、低所得者の増加、小規模保険者の増加等国保が抱える構造問題に対応するため当面必要な措置を講ずるとともに、老人保健制度の老人医療費拠出金について、3年以内に基本的見直しを行うことを前提として、その算定上設けられている老人加入率上下限を改訂する等所要の措置を講ずる。

### . 国民健康保険制度の改正

#### 1. 保険料(税)軽減制度の拡充(2割軽減の要件は法律事項、他は政令事項)

国保では、保険料賦課の対象となる所得の低い世帯が増加し、中間所得者層の保険料負担が過重になっている。このため、応益割合を高め、保険者間及び保険者内の負担の公平を図る必要がある。

具体的には、応益割合が50%に近い保険者を中心に、低所得者に対する保険料軽減制度を以下のように段階的に拡充し、低所得者の保険料負担が増大しないよう配慮しつつ、中間所得者層の保険料負担の軽減を図る。

(注) 応益割合: 保険料収入に占める応益保険料(被保険者1人当たりあるいは世帯当たりの定額保険料)の割合

| 応益割合    | 35%未満     | 35～45% | 45～55%      | 55%以上 |
|---------|-----------|--------|-------------|-------|
| 現行      | 一律 6、4 割  |        |             |       |
| 平成7年度   | 5、3 割( 1) | 6、4 割  | 6、4、2 割( 2) | 6、4 割 |
| 平成8年度以降 | 5、3 割( 1) | 6、4 割  | 7、5、2 割( 2) | 6、4 割 |

( 1) 保険者は、当分の間、現行の6割、4割軽減のままとすることができる。

( 2) 2割軽減は、所得が、市町村民税所得割の非課税要件等を参考にして政令で定

める額以下の世帯であって軽減を適当と認めるものについて申請に基づき実施する。

## 2. 保険基盤安定制度に係る暫定措置（2年間、法律事項）

保険基盤安定制度（応益保険料の軽減分を公費で補填する制度）の国庫負担割合は1/2の定率負担が原則であるが、国庫の状況等に鑑み平成5年度、6年度は100億円の定額負担とされるとともに、国庫負担縮減相当額については地方財政措置が講じられた。

今回、引き続き国の定額負担を継続するが、額については増額を図る（平成7年度:170億円、8年度:240億円）。

国庫負担縮減相当額についても引き続き地方財政措置を継続する（平成7年度:453億円）。

## 3. 国保財政安定化支援事業の継続・暫定的制度化（2年間、法律事項）

国保財政安定化支援事業（病床数が多い等の一定の理由がある場合に、市町村の一般会計から国保特別会計への繰入れを認め、これを地方財政措置で支援する事業）を引き続き国保法上の制度として継続する（平成7年度地方財政措置:1,250億円）。

## 4. 高額医療費共同事業の拡充等 小規模保険者対策（法律事項）

高額医療費共同事業（高額な医療費について都道府県単位で負担を調整する事業）に対する都道府県の助成を増額の上、2年間継続する。

平成7年度地方財政措置:310億円（+120億円）

超高額な医療費に係る全国単位での共同事業を新たに実施し、国の補助を創設する（平成7年度:20億円）。

保険者が行う健康診査等の保健事業等に対し、国保連等による支援を強化する。

## 5. 基準超過医療費共同負担制度に係る基準の改正（政令事項）

高医療費地域の医療費適正化努力を一層促進するため、基準超過医療費共同負担制度（医療費が著しく高い市町村については、基準給付費の1.2倍を超える部分について、保険料で1/2負担するほか、国、都道府県、市町村が各1/6を共同負担する制度）の負担基準を、最近の医療費の動向にかんがみ、基準給付費の1.2倍から1.17倍へ引き下げる。

（注）基準給付費:年齢階層別一人当たり医療給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該保険者の医療給付費

## 6. その他（法律事項）

所得の伸び等を勘案し、保険料（税）の賦課限度額を50万円から52万円に引き上

げる。

精神の措置入院、結核の命令入所について、市町村間の負担の公平化を図るため、住所地特例（措置により入院し、住所を移した場合であっても引き続き措置前の市町村の国保に加入することとするもの）を創設する。

その他所要の規定の整備を行う。

7. 制度改正による財政影響額（単位:億円）

| 国   | 都道府県 | 市町村 | 保険料 |
|-----|------|-----|-----|
| +90 | +145 | +6  | 241 |

（注） 上記影響額は制度改正によるものであり、医療費の増加等による影響は考慮していない。